



鳥取県公報

平成 28 年 9 月 9 日 (金)
第 8 8 3 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (571) (緑豊かな自然課) 2
	国土調査の成果の認証 (572) (農地・水保全課) 2
	県道の区域の変更 (573) (道路企画課) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (574) (治山砂防課) 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (575) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (576) (〃) 4
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (35) 4
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (住まいまちづくり課) 5
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (鳥取県立中央病院) 5

告 示

鳥取県告示第571号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県猟友会	鳥取市湖山町西二丁目413	柴垣 信司	捕獲従事者の狩猟免許の種類	平成28年8月26日

鳥取県告示第572号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡琴浦町	平成22年度及び平成23年度	琴浦町(大字別所、大字赤碕及び大字松谷の各一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字別所、大字赤碕及び大字松谷の各一部	平成28年9月9日
〃	〃	琴浦町(大字倉坂の一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字倉坂の一部	〃
〃	〃	琴浦町(大字赤碕及び大字松谷の各一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字赤碕及び大字松谷の各一部	〃
〃	〃	琴浦町(大字倉坂の一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字倉坂の一部	〃
岩美郡岩美町	〃	岩美町(大字浦富の一部[1001]の地籍図及び地籍簿	岩美町大字浦富の一部	〃
〃	〃	岩美町(大字小羽尾及び陸上の各一部[1002])の地籍図及び地籍簿	岩美町大字小羽尾及び陸上の各一部	〃
東伯郡三朝町	〃	東伯郡三朝町(大字神倉の一部20103136401)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字神倉の一部	〃
〃	平成22年度から平成24年度まで	東伯郡三朝町(大字神倉の一部20103136403)の地籍図及び地籍簿	〃	〃

〃	平成23年度から 平成25年度まで	東伯郡三朝町(大字福吉の一部20113136401)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字福吉の一部	〃
---	----------------------	-------------------------------------	------------	---

鳥取県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年9月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
郡家鹿野気 高線	鳥取市鹿野町末用字休元2565地先から同市鹿野町末用字出口1908-6地先まで	変更前	14.0～29.0	50.0
		変更後	14.0～29.0	50.0

鳥取県告示第574号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

西谷A地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町西谷字上ヶ谷151	1号
八頭郡八頭町西谷字野々上579	2号及び3号
八頭郡八頭町西谷字野々上582-1	4号及び5号
八頭郡八頭町西谷字野々上583-1	6号から8号まで
八頭郡八頭町西谷字瀧ノ谷584	9号
八頭郡八頭町西谷字高畑口51-1地先水路敷	10号
八頭郡八頭町西谷字岡土居93-3	11号
八頭郡八頭町西谷字岡土居102	12号
八頭郡八頭町西谷字上ヶ谷146	13号

鳥取県告示第575号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年9月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類

新共栄商事有 限会社	サフラン薬局	米子市祇園町 二丁目24-20	平成28年8月12日	平成28年7月30日	居宅療養管理 指導
川田秀一	川田内科医院	米子市皆生温 泉一丁目4- 1	平成28年8月22日	平成28年6月30日	訪問看護、訪問 リハビリテー ション、居宅療 養管理指導
白鳥ケアサー ビス株式会社	はくちょう俱 楽部	米子市皆生温 泉二丁目14- 13	平成28年8月25日	平成28年9月30日	通所介護

鳥取県告示第576号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年9月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
新共栄商事有 限会社	サフラン薬局	米子市祇園町 二丁目24-20	平成28年8月12日	平成28年7月30日	介護予防居宅 療養管理指導
川田秀一	川田内科医院	米子市皆生温 泉一丁目4- 1	平成28年8月22日	平成28年6月30日	介護予防訪問 看護、介護予防 訪問リハビリ テーション、介 護予防居宅療 養管理指導
白鳥ケアサー ビス株式会社	はくちょう俱 楽部	米子市皆生温 泉二丁目14- 13	平成28年8月25日	平成28年9月30日	介護予防通所 介護

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第35号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成28年9月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,656

鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数 48,279

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を

乗じて得た数とを合算して得た数	147,131
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,998
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	41,142
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,618
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,774
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,426
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,280
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,068
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,172
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,453

公 告

平成28年鳥取県公報第8811号で公告した(仮称)ダイレックス境港店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成28年9月23日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年9月9日

鳥取県立中央病院長 池 口 正 英

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

県立中央病院医薬品調達管理業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日までとする。(ただし、契約締結日から平成29年3月31日までは準備期間とし、同年4月1日から本稼働とする。)

(4) 履行場所

鳥取県立中央病院(鳥取市江津730)

(5) 契約金額

入札書には、(1)に掲げる業務に必要な金額を記載すること。契約に当たっては、入札書に記載した金額(以下「入札価格」という。)に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当

する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成28年9月9日（金）から同年10月24日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成28年9月9日（金）から同年10月24日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業務区分が薬品類の衛生材料、医療薬品及び理工化学薬品に登録された者であること。

なお、当該業務区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成28年9月23日（金）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床を300床以上有する病院から医薬品の調達管理業務を2年以上受注し、完遂した実績を有する者であること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員ではないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のアからエまでの全てに該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオに該当すること。

ウ 共同企業体が、2者以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じである場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 入札説明書に掲げる事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課物流管理担当

電話 0857-26-2271（内線2209）

電子メールアドレス chuoubyouin@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

平成28年9月9日（金）から同年10月24日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin>）から入手するものとする。当該ホームページを利用して交

付しない資料は、電子メールにより交付するので、(1)の電子メールアドレスに電子メールにより依頼するとともに、電話でその旨の連絡をすること。ただし、これらにより難い者には、次により直接交付し、又は郵送により交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成28年9月9日(金)から同年10月24日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年10月24日(月)午後1時15分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前11時までとする。)

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院小会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書等を、4の(1)の場所に平成28年9月30日(金)午後5時までに提出しなければならない。また、入札説明書に示す提案書を、4の(1)の場所に平成28年10月13日(木)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書の評価及び

入札価格の総合評価により行う。

- (2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする可能性がある。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 手続における交渉の有無

無

- (5) その他

その他詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Supply Processing and Distribution System for drugs, 1 set

- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 4:00 PM, 23 September, 2016

- (3) Time-limit for the submission of documents for the tender : 5:00 PM, 13 October, 2016

- (4) Time-limit for the submission of tenders : 1:15 PM, 24 October, 2016

Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 11:00 AM, 24 October, 2016

- (5) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2209